

## これまで発言のあった主な意見

※ これまでの5回にわたる議論の中から、将来の介護施設等の在り方等に関して発言のあった主な意見を項目ごとに分類したもの。

### 1 介護施設等の在り方について

- 施設機能は、住まい・食事・介護・医療・見守りに分解できる。これらの機能をどのように確保していくべきか。
- 住まいの名称如何にかかわらず、介護サービス・医療サービスの使いやすさは差がないようにすべきである。
- 施設であっても、地域ケアの一環として、必要に応じて外部サービスを導入することにはどうか。
- 例えば、特別養護老人ホームとはケア付き住宅なのか、低所得者のための福祉施設なのかなど、施設ごとの位置付けを踏まえた検討が必要である。
- ユニットケアの理念・効果・人員体制などを検証すべきである。
- 介護施設等における食費、居住費に関する補足給付の在り方について、グループホーム等における生活保護支給との整合性を踏まえて見直しが必要である。
- 各介護施設における医療提供システムと医療サービスの実態を比較検証すべきである。

## 2 高齢者の住まいについて

- 我が国の住宅政策の方向性の変化をにらみつつ、見守り機能を含めて高齢者の多様な住まいの在り方について考えていく必要がある。
- 高齢者の住まいの将来像に合わせたケアシステムを検討すべきである。
- リバースモーゲージ、持ち家賃貸などによる住み替え支援など、住宅ストックを活用した高齢者の住まい方を誘導する仕組みを考えるべきである。

## 3 介護サービスの在り方について

- これからは「自己完結型」のケアではなく、様々な地域資源を組み合わせて利用する「地域内完結型」のケアに向かうべきである。
- 転換をする時の手続き制度の簡素化を図るべきである。

## 4 医療との関係について

- 高齢者の生活の場である介護施設等において、ターミナル・ケアの在り方や最後の療養の場所について議論すべきである。
- 在宅療養を支えるため、病院・診療所や訪問看護系サービスが広く対応できる仕組みが必要である。
- 特別養護老人ホーム等における医療処置の必要性が高い方へのケアはどのようにすべきか。
- 介護職の医療行為の在り方や介護施設の職員配置の在り方について検討すべきである。

- 住まい、施設であっても医療サービスの利用において同じように地域医療を活用できるように制度変更していくべきである。
- 介護施設においてもサービス構造に応じて効率的、重層的保険給付体系としていくべきである。

- ・ 第41回介護給付費分科会 資料  
(平成18年6月28日)
- ・ 第1回介護施設等の在り方に関する委員会 資料  
(平成18年9月27日)

## 介護施設等の在り方に関する委員会の設置について

### 1. 設置目的

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第2条に、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直し等を検討することが規定されたことを踏まえ、これらのサービスの基準、報酬等について、今後、介護給付費分科会において審議を行うための基本的な論点の整理等を行うことを目的とする。

### 2. 検討事項

- (1) 介護施設等の基本的な在り方に関する事項
- (2) 介護施設等の入所者に対する医療の提供の在り方に関する事項
- (3) その他介護給付費分科会長が分科会における審議のために事前に検討しておくことが必要と判断した事項

### 3. その他

- 介護施設等の在り方に関する委員会の議事は公開とし、検討結果については介護給付費分科会に報告することとする。

(参考) 健康保険法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 83 号)

附 則

(検討)

第二条 (略)

2 (略)

3 政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。